

(公財)愛媛県埋蔵文化財センター評議員・理事・監事名簿

R5.4.1

(1) 評議員5名

区分	氏名	年齢	現在の役職等	当初就任日
評議員	下條 信行	80	愛媛大学名誉教授	H24.4.1
評議員	名本 <small>にろう</small> 二六雄	82	愛媛考古学協会 名誉会長	H24.4.1
評議員	足立 一志	63	松前町教育委員会教育長	R3.6.4
評議員	豊田 将光	61	愛媛銀行常務取締役	R2.6.5
評議員	目見田 貴彦	57	愛媛県教育委員会副教育長	R5.4.1

任期：4年間(令和2年6月5日から令和6年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで)

(2) 役員

○理事 6名

区分	氏名	年齢	現在の役職等	当初就任日
理事長	前園 實知雄	76	奈良芸術短期大学特任教授、法蓮寺<東温市>住職 奈良県立橿原考古学研究所特別指導研究員	H24.4.1
常務理事	藤田 享	65	(公財)愛媛県埋蔵文化財センター事務局長	R2.4.1
理事	栗田 正己	75	聖カタリナ大学非常勤講師、(元)松山東高校長	H24.4.1
理事	加藤 令史	65	愛媛新聞社 専務取締役 専務執行役員	H28.4.1
理事	梅木 謙一	58	(公財)松山市文化・スポーツ振興財団 松山市立埋蔵文化財センター所長(兼)松山市考古館長	H31.4.1
理事	渡部 真司	55	愛媛県教育委員会 文化財保護課長	R5.4.1

任期：2年間(令和4年6月5日から令和6年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで)

○監事 1名

区分	氏名	年齢	現在の役職等	当初就任日
監事	宇都宮 <small>よしき</small> 欣毅	68	税理士	H24.4.1

任期：4年間(令和2年6月5日から令和6年6月開催予定の定時評議員会終結の時まで)

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 当規程は、公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター(以下、「当法人」という)の定款第 13 条及び第 26 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 当規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、当法人の役員としての職務遂行の対価に限られ、当法人の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 当法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第 4 条 役員及び評議員に対する報酬基準は評議員会で決定し、別表「報酬基準(役員・評議員)」に明確にする。

(報酬の支給日)

第 5 条 報酬は、理事会、評議員会及び監事監査への出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第 6 条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(旅 費)

第 7 条 役員及び評議員には、その職務遂行の実態に応じ、旅費を支給する。

(費 用)

第 8 条 当法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公 表)

第 9 条 当法人は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 10 条 当規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

当規程は、公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センターの設立の登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 報酬基準(役員・評議員)

理事長の報酬基準	月額 10 万円（週 2 日程度勤務） 別に職員に準じて通勤手当を支給(支給率:100 分の 50) 支給日は、職員に準ずる
役員(理事)の報酬基準	理事会出席等、必要の都度、一人 1 回 1 万円
役員(監事)の報酬基準	監事監査実施の都度、一人 1 回 3 万円 理事会出席等、必要の都度、一人 1 回 1 万円
評議員の報酬基準	評議員会出席等、必要の都度、一人 1 回 1 万円